

第6章 工事の手続き

6.1 工事の申請

工事事業者は、需要者より工事の依頼があった場合は、条例第12条（工事の申込）及び施行規程第16条（工事申込書の提出）の規定に基づき、必要書類の作成を行い、上下水道課に申請し承認を得なければならない。

6.1.1 書類の作成

1. 給水装置工事申込書兼承認願(様式第4号)

- 1) 工事種類 — 区分を明確にする。
- 2) 設置場所 — 給水工事を行う場所。
- 3) 申込者名 — 工事を申し込む人。
- 4) 使用者名 — 給水装置を使用する人。(水道料金を支払う人)
- 5) 委任者

委任者は申込者とする。なお、委任者が法人である場合は法人名及び代表者名を併記し代表者の職印を捺印する。官公署にあっては、その給水装置を維持管理する職のものを代表者としてもよい。(小学校長など)

6) 分水承諾書

給水の分水を、既に埋設されている他人の給水管より分岐する場合は、給水管の所有者（設置者）より承諾を得るか、民法第213条の2第3項の通知をした旨の誓約をしなければならない。

所有者が多数の場合は、代表者の氏名、捺印とするが、全ての所有者より承諾を得るか、民法第213条の2第3項の通知をした旨の制約をしなければならない。

7) 桁種用途

- ・栓 数 — 水栓の数
- ・用 途 — 家事・営業・団体・工業・特別

8) 使用人数

- ・家事用 — 家族の人数
- ・営業用 — 従業員数又は、居住している人数
- ・団体用 — 従業員数又は、生徒及び児童数

9) 使用承諾書

工事を行う箇所が、他人の土地である場合は、その所有者より承諾を得るか、民法第213条の2第3項の通知をした旨の誓約をしなければならない。

また、工事を行う箇所が、他人の家屋である場合は、その所有者より承諾を得なければならない。

なお、申込者本人の土地及び家屋である場合は、申込者の記名、捺印をする。

10) 水道メータ保管証書

水道メータ保管証書は、設置するメータの口径及び保管者（申込者）の氏名、捺印をする。

※民法第213条の2第3項の通知

ライフラインの設備の設置・使用権を行使する場合、あらかじめ、他人の土地等の所有者及び他人の土地を現に使用している者に通知することが義務づけられている。

原則は本人の同意だが、通知での対応も可とする（要相談）。

2. 誓約書

- ① 改造により出水不良が予想される場合。
- ② 開発行為等により埋設した給水本管の所有者が倒産等で分水承諾書及び使用承諾書が得られない場合。
- ③ 井戸ポンプ等からの切替えにより既設配管を使用する場合。
- ④ その他管理者が必要と認めた場合。

3. 給水装置工事設計書(様式第3号)

- 1) 工事の種類、設置場所、申込者、使用者 (工事申込書と同じ)
- 2) 用途別 (工事申込書と同じ)
- 3) 人 数 (工事申込書と同じ)
- 4) 水栓数 (工事申込書と同じ)
- 5) 給水工事使用材料
工事内容に基づき、使用する材料を記入する。
- 6) 土地・家屋・分水承諾書 (工事申込書と同じ)
※申込者本人であっても必ず記入、捺印すること。
- 7) 指定工事事業者・主任技術者 (工事申込書と同じ)
- 8) 位置図、平面図、立面図
設計図は、第8章給水装置設計図作成要領を参照し、工事内容に基づき、正確、明確、丁寧に作成すること。

6.1.2 工事の申請

工事の申請は、給水装置工事申込書兼承認願に給水装置工事設計書(コピー)を添付し、上下水道課に提出する。

提出部数 — 各 1部

6.1.3 設計審査手数料

設計審査手数料は、給水装置工事の申請時に徴収する。

1件につき	500円
-------	------

※ 集合住宅(アパート) 1戸当たり 1件
(戸数又はメータ設置戸数) ただし、供用水栓は1件とする。
宅地開発等 1区画当たり 1件
(取り出し件数又はメータ設置戸数)

6.1.4 水道加入金

水道加入金は、原則的に水道メータ出庫時に徴収する。なお、加入金は、現金により、上下水道課に納付すること。

加入金額(消費税10%込み)

メータ口径(mm)	加入金額	メータ口径(mm)	加入金額
13	55,000円	50	1,320,000円
20	148,500円	75	3,740,000円
25	253,000円	100	7,480,000円
30	385,000円	150	町長が定めた額
40	770,000円		

※ 改造工事に伴う、口径の増径及び減径の場合の加入金は、新口径の加入金と旧口径との差額とする。又、減径の場合の加入金の差額は還付しない。

(例)	① メータ口径 $\phi 13\text{ mm}$ を $\phi 20\text{ mm}$ に改造する場合。 $148,500\text{円}(\phi 20) - 55,000\text{円}(\phi 13) = 93,500\text{円}$ (加入金額)
	② メータ口径 $\phi 13\text{ mm} \times 10$ 個のアパートを取り壊して、 $\phi 20$ の家を 3 件建てる改造工事をする場合。 $\{148,500\text{円}(\phi 20) \times 3\} - \{55,000\text{円}(\phi 13) \times 10\} = \blacktriangle 104,500\text{円}$ (加入金は徴収しない)
	③ メータ口径 $\phi 30\text{ mm}$ の家を取り壊して、 $\phi 13 \times 10$ 個のアパートを建てる改造工事をする場合。 $\{55,000\text{円}(\phi 13) \times 10\} - 385,000\text{円}(\phi 30) = 165,000\text{円}$ (加入金額)

改造工事・新設工事の区分

種別	工事内容	加入金
改造工事	既設の給水装置を改造する工事。(メータ口径の変更を含む) メータが複数ある施設(アパート、貸家等)を取り壊して、新たに施設を建て替える場合。	差額
	新たに給水装置を新設する工事。	
新設工事	メータが複数ある施設を取り壊して宅地分譲を行い、新たに給水装置の工事を行う場合。	新規

6.1.5 水道料金の賦課

新設された給水装置への水道料金の賦課は、原則的に水道メータ出庫時より行う。

6.2 工事の完成

工事事業者は、給水装置の工事が竣工した場合は、指定給水工事事業者規程第 15 条(工事検査)の規定に基づき、速やかに竣工届及び給水装置工事設計書(正本)を提出し、遅滞なく検査を受けなければならぬ。

6.2.1 書類の作成

給水装置工事竣工届
※承認の日付及び番号を必ず記入すること。

6.2.2 完成検査の準備

完成検査前には、次の準備を行うこと。

- ① 工事現場の清掃(メータ及び止水栓ボックス内の土砂等の除去)
- ② 設計図と現場との再確認(設計図と現場との整合)
- ③ 使用者への検査日の連絡及び了承(宅地内立入りの了解)

6.2.3 竣工検査手数料

竣工検査手数料は、申請時に徴収する。

1 件につき	3,000 円	ただし、撤去工事は除く。
--------	---------	--------------

- ※ 集合住宅(アパート) 1 戸当たり 1 件
(戸数又はメータ設置戸数) ただし、共用水栓は 1 件とする。
- 宅地開発等 1 区画当たり 1 件
(取出し件数又はメータ設置戸数)

6.3 手続き

6.3.1 道路掘削、

占用使用 手続き

道路手続きについては、次の要領による。

- 1) 国道、県道又は町道において工事を行う場合には、工事の申請と合わせて、道路占用申請資料を上下水道課へ提出する。
- 2) 申請占用申請資料については、事前に道路管理者と協議の上、許可申請手続きを行う。
- 3) 道路占用申請については、占用許可までに日数を要することから、それらを見込んで手続きをとること。
- 4) 舗装工事の先行及び、配水管布設工事に合わせて施工する場合は、事前に道路管理者及び上下水道課担当者と協議を行う。
- 5) 舗装が新しく改良されている場合は、舗装後3年間の掘削規制があるため、事前に道路管理者及び上下水道課担当者と協議を行う。
- 6) 私道の場合は、後のトラブルを防止するため、事前に所有者の同意を得ておく。

6.3.2 河川許可 手続き

河川敷内において埋設予定が有る場合は、事前に河川管理者と協議の上、許可申請手続きを行う。

なお、農業用水路は水利組合の係わりもあり、充分に調査し、施工前に同意を得ておく。

6.3.3 その他の 手続き

その他、工事に当たって付近に支障となる埋設物、工作物等が有る場合は、事前に関係機関に立会依頼等の手続きを取ると共に、万一事故が発生した場合の連絡先を把握しておく。主な関係機関を下記に示す。

上三川町上下水道課

上水道工務係	0285-56-9169
下水道工務係	0285-56-9144
上水道業務係	0285-56-9168
下水道業務係	0285-56-9167
上三川町都市建設課	0285-56-9146
下野警察署	0285-52-0110
上三川交番	0285-56-2004
石橋地区消防本部	0285-53-1119
上三川消防署	0285-56-2564
真岡労働基準監督署	0285-82-4443
上三川病院	0285-56-7111
東京電力	028-305-5006
N T T 東日本 栃木	208-632-4311
東京ガス 宇都宮支店	028-634-1537
パイプライン	0285-30-4630

6.4 断水

6.4.1 断水通知 手続き

下記の場合は、事前に上下水道課担当者と協議の上、断水通知を作成し水道需用者に通知しなければならない。

- ① 配水管、給水本管等の仕切弁、止水栓を操作する場合。
- ② 私有管からの分岐で個人の止水栓操作であっても、集合住宅など2戸以上の断水が生じる場合。

なお、上下水道課担当者との協議は簡易な断水で3日前、消火栓の断水を伴う場合や広範囲な断水の場合は、10日前までに行わなければならない。また、需用者への通知は前日までとする。

上三川町給水装置工事申請の概要フロー

